

重要事項説明書

訪問介護

第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）

1 事業所の概要

事業所名	特定非営利活動法人 だんだんの樹	
所在地	横浜市泉区弥生台27-2	
提供サービス及び 介護保険事業所番号	① 訪問介護 ② 第1号訪問事業（横浜市訪問介護 相当サービス）	1473600508号 1473600508号
管理者及び連絡先	サービス種類	管理者（連絡先）
	① 訪問介護 ② 第1号訪問事業（横浜市訪問 介護相当サービス）	櫻井 真代（815-2516） 櫻井 真代（815-2516）
サービス提供地域	① 訪問介護 ② 第1号訪問事業（横浜市訪問 介護相当サービス）	横浜市泉区・戸塚区 横浜市泉区・戸塚区
併設サービス	小規模多機能事業所	居宅介護支援

2 事業所の職員体制等

職 種	従事する業務	人 員	
管理者	従業者、業務の管理及び苦情処理の管理。従業者の日常業務における相談	1名	
サービス提供責任者	利用申込みに関わる調整、介護職員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等	3名（常勤兼務1名非常勤兼務2名）	
サービス提供職員	指定訪問介護の提供	18名（常勤兼務1名、非常勤兼務17名）	
	資格	介護福祉士	8名（常勤兼務1名、非常勤兼務7名）
		ホームヘルパー1級	2名（非常勤兼務）
		ホームヘルパー2級	8名（非常勤兼務）
事務担当職員	国保請求・その他事務	3名（非常勤）	

（R2・8・1現在）

3 サービス提供地域

横浜市泉区及び戸塚区

4 営業日及び営業時間

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする（祝日も対応）
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 休業日 年末年始（12/29～1/3）

5 サービス提供時間

- 1 午前8時から午後6時までとする。(土曜日、日曜日、祝日も対応)
- 2 休業日 夏期(8/13~8/15) 年末年始(12/30~1/3)

6 利用者負担金

※ 利用者負担金は、下記の通り、次の3種類に分かれます。具体的な金額は訪問介護利用料金表の通りです。

- ① 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1割、2割又は3割)
- ② 運営基準(厚生省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ③ 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(有償サービス料金 全額、自己負担)
なお、②又は③の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています(疑問点等があれば、お尋ねください)。

※ その他

- 1 交通費は通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、通常の事業の実施地域を超えた所から公共交通機関を利用した実費を頂きます。車、バイク使用の場合は1kmにつき100円を頂きます。

また、受診同行等で交通費が発生した場合は実費を頂きます。

- 2 ご利用者様宅から概ね1km程度の距離の買物に、車、バイク使用の場合、ガソリン代として、100円を頂きます。
- 3 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。
 - A ゆうちょ銀行振替(別途「自動払込利用申込書」に記載、提出願います。引落日22日)
 - B 現金払い(月1回、集金に伺います。)
 - C 振り込み(期日までに利用者の方よりお振り込み願います。取扱金融機関は、ゆうちょ銀行です。手数料はご利用者様負担となります。)
- 4 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったんご利用者様が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割、8割又は7割)を請求することになります。
- 5 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

7 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
連絡先(電話) : 045 - 815 - 2516
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用日前日の17時までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、

ご了承ください。（ただし、ご利用者様の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日17時まで	無 料	
サービス利用日の当日	¥1000	訪問後のキャンセルは交通費実費が追加となります

8 事業の目的

特定非営利活動法人だんだんの樹が行う訪問介護事業、横浜市訪問介護相当サービスの適正な運営を確保するために、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修修了者は、要介護者又は要支援者に対し、居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な指定訪問介護を提供することを目的とします。

9 当法人のサービスの方針等

住み慣れた地域で自分らしく生活していただく為に、ご利用者様の気持ちに沿ったサービスを提供してまいります。またどのような状況においても安心、安全、安楽なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に向けて体制を整備し、職員の研鑽に努めます。

10 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	受診先病院名 主治医等氏名 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名（利用者との関係） 連 絡 先

11 事故発生時の対応

サービス提供にあたって、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を補償いたします。ただし、事業者の故意又は、過失によらない時はこの限りではありません。

12 非常災害対策

災害時には、当法人のマニュアルに沿って速やかに対処します。

13 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当法人お客様相談窓口	電話番号	045-815-2516
	Fax番号	045-392-7475
	相談員（責任者）	服部 恵津子
	対応時間	8:00～18:00

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 (泉区高齢・障害支援課)	電話番号	045-800-2436
	Fax番号	045-800-2513
	対応時間	8:45～17:15
(戸塚区高齢・障害支援課)	電話番号	045-866-8452
	Fax番号	045-881-1755
	対応時間	8:45～17:15
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	電話番号	045-671-2356
	Fax番号	045-681-7789
	対応時間	8:45～17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号	045-329-3447
	利用時間	8:30～17:00

14 当法人の概要

法人の名称	特定非営利活動法人 だんだんの樹
代表者名	理事長 服部 恵津子
所在地	〒245-0004 横浜市泉区領家2-6-1
連絡先	電話：045-815-2516 FAX：045-392-7475
事業の概要	<p>① 介護保険法に基づく 訪問介護、 第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス） 居宅介護支援事業 小規模多機能型居宅介護</p> <p>②障害総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護 及び地域生活支援事業（移動支援）</p> <p>③福祉有償運送（移動サービス）</p> <p>④横浜市地域支援事業（コミュニティだんだん・夢カフェ） 上記の公的事業の他にも「しゃべり場」「有償活動」「無償ボランティア活動」を提供しています。地域に暮らす高齢者または支援を必要とする皆様の“助けて”の声に応えることで「私が生きてきた私の町」の福祉に貢献したいと考えています。</p>
事業（所）数	7事業（事業所3箇所）

15 当事業所の研修と業務体制の整備

訪問介護員等の資質向上を図るために研修の機会を次のように設け、業務体制を整備しています。

- 一 採用時研修・・・採用後3ヵ月以内

二 継続研修・・・毎月一回、研修計画に沿って行う。

2 訪問介護員等は、業務上知りえた利用者又は家族の秘密を外に漏らさない。

3 訪問介護員等であった者が、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を外に漏らさないために、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を口外しない旨を雇用契約に定める事とする。

4 事業所は、訪問介護等の提供に関する記録を整備し、保管する。

16 第三者評価の実施状況 当事業所では実施しておりません。